

「保護司及び保護司会連合会に関する規則の一部を改正する省令案」の概要

1 改正の趣旨

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 8 2 号）の施行に伴い、保護司及び保護司会連合会に関する規則の一部を改正する省令（平成 1 1 年法務省令第 2 号）について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- 更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律による改正後の保護司法（昭和 2 5 年法律第 2 0 4 号）（以下「改正後保護司法」という。）第 1 2 条第 2 項第 5 号に規定する保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行に資する施設として法務省令で定めるもの（更生保護サポートセンター）は、同項各号に掲げる保護司会が行う事務を円滑かつ効果的に行うための拠点として、地方公共団体その他の関係機関との連絡調整に資する場所に設置され、保護観察対象者等との面接、保護司の職務に関する協議その他の保護司の職務の遂行を支援するために必要な機能及び設備を有するものとする。

- その他所要の規定の整備を行う。

3 根拠条項

改正後保護司法第 1 2 条第 2 項第 5 号

4 施行期日等

公 布 日：令和 8 年 1 1 月中旬（予定）

施行期日：改正後保護司法の施行日である令和 8 年 1 2 月 1 日施行（予定）